

平成31年第1回
七飯町総合教育会議議事録

平成31年 2月14日 開会
平成31年 2月14日 閉会

七飯町総務部総務財政課
七飯町教育委員会学校教育課

平成31年第1回七飯町総合教育会議

平成31年 2月14日（木曜日）午後4時00開会

○議事

協議事項

- (1) 平成31年度七飯町教育行政方針について
- (2) 七飯町いじめ防止基本方針の改定について

○出席委員（6名）

町長	中宮安一	教育長	與田敏樹
教育委員	山川俊郎	教育委員	加屋本旬
教育委員	信夫恵美子	教育委員	菅沼由美

○欠席委員（0名）

○本会議の書記・説明員

事務局	釣谷隆士	（総務部長）
事務局・説明員	伍楼司	（総務部総務財政課長）
事務局・説明員	岩上剛	（総務部総務財政課総務係長）
説明員	松本亨	（教育委員会教育次長）
説明員	扇田誠	（教育委員会学校教育課長）
説明員	北村公志	（教育委員会生涯教育課長）
説明員	川崎元	（教育委員会スポーツ振興課長）
説明員	柴田憲	（教育委員会学校給食センター長）
説明員	伍楼栄子	（教育委員会学校教育課庶務係長）

○会議運営要項第9条の規定により指名された議事録署名委員

教育委員 山川俊郎

午後4時00分 開会

1 開会

●事務局（総務部長）

それでは、定刻となりましたので平成31年第1回七飯町総合教育会議を開会いたします。私は、総務部長の釣谷と申します。よろしくお願いいたします。

着席にて、進行させていただきます。

本日の会議は、公開が原則となっておりますことから、ホームページに会議開催及び傍聴のご案内をいたしました。傍聴者はなしとなっております。

また、会議終了後には議事録を作成し、公表することに努めなければならないことから、この会議を招集いたしました町長と、この会議で指名いたしました署名委員の署名をいただいたのち、公表することにしたいと思っております。

2 町長挨拶

●事務局（総務部長）

それでは次第に従いまして、町長よりご挨拶をお願いいたします。

●町長

本日は、平成31年第1回七飯町総合教育会議を開催させていただきましたところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

総合教育会議においては、教育振興にかかる基本的な方針、大綱を策定すること。また重点的あるいは、緊急の場合に講ずるべき施策について協議・調整する場となっており、昨年12月には、「大沼地区小中学校の統廃合について」を委員の皆様と協議

を重ね、平成32年4月1日の統合を目指すという方向性を示させていただきました。

いよいよ統合まで、概ね1年と迫ってまいりましたが、平成31年度は国の支援を受け、大沼中学校の改築事業に着手してまいります。委員の皆様におかれましては引き続き、ご理解、ご協力をお願いするとともに、ご承認いただきましたことに、あらためて感謝申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

さて、平成31年第1回七飯町議会定例会が3月4日から20日までの会期で行われる予定であり、新年度の七飯町施政方針及び七飯町教育行政方針を述べさせていただくこととなっております。

本日は、「平成31年度七飯町教育行政方針」と、平成28年2月に策定いたしました「七飯町いじめ防止基本方針の改定」の2点を協議事項とさせていただきました。

つきましては、この会議の場で、総合的な見解に基づき、委員の皆様のご意見を賜りながら協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

●事務局（総務部長）

会議の進行につきましては、七飯町総合教育会議運営要項第4条の規定に基づき、町長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の決定

●町長

それでは、次第3になりますが、議事録署名委員の決定についてお諮りいたします。

前回は信夫委員にお願いをしておりましたので、今回は山川委員にお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声あり)

それでは、山川委員宜しくお願いいたします。

4 議題 協議事項

(1) 平成31年度七飯町教育行政方針について

●町長

早速ではございますが、本日お諮りする次第4の「協議事項(1)」平成31年度七飯町教育行政方針について、事務局より説明をお願いします。

●事務局(教育長)

教育長の與田でございます。私の方から平成31年度七飯町教育行政方針についてご説明させていただきます。

なお、事前に教育委員会議の中で、皆様にご意見を頂戴しておりますので、昨年度と変わった点を重点にご説明していきたいと思っております。

まず、資料の1ページ、はじめの部分につきましては文言整理をさせていただいております。ただ、下から2行目。昨年までは厳しい財政状況ということでありましたが、一層財政状況が厳しくなっているということで、大変という文言の表現をさせていただきます。

続きまして2ページⅡの基本方針、Ⅲ平成31年度の主要施策第1、開かれた教育行政の推進につきましては、前年度と同様でございます。

第2、幼児教育の充実でございますが、ここにつきましては、昨年末に北海道が幼児

教育振興基本方針を策定したことから、それにあわせて文言整理をしております。それで、ここについて全く新しく記載させていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、子どもたちの生涯にわたる資質・能力の向上に寄与するものがあります。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。という形で整理をさせていただきました。

続きまして第3、学校教育の充実でございます。

(1)学校経営の充実でございますが、ここにつきましては、今年度新たに加筆したものがございます。4行目から5行目以下になりますが、教職員の健康管理、児童と向き合う時間の確保のため、ここから加筆をしております。昨年度策定した「七飯町立学校教職員の働き方改革」のもと、引き続き学校における働き方改革を推進します。その次も加筆しております。

なお、昨年統一して実施した夏季休業期間中の学校閉庁日については、教職員が休みやすい日に配慮して、学校ごとに設置するものとします。と修正いたしました。修正した理由につきましては、昨年度8月13日から15日まで町内の全ての学校を統一して、閉庁日とさせていただきましたが、その中で、この3日間、保護者等からの照会はなく、苦情等もなかったというのが一つ目。二つ目としては各学校によってはその時期

に、地域の行事が重なって先生方が休めないという状況もありましたので、各学校の方でこの3日間については調整をして取得をしていただくということが、教職員の働き方改革になるという判断をしましたので、このような書き方をさせていただいたということでございます。

続きまして(2)基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実、ここにつきましては、次のページになりますが、上から5行目、小学校の新学習指導要領が全面実施される来年度に備え、準備を進めます。特に、プログラミング教育は、新たな取組であることから、教職員の指導力向上を図るため、必要な環境整備を進めます。ということを加筆させていただきました。

この理由は、来年度、再来年度から小学校でプログラミング教育が始まります。それに備えて、各学校段階で準備をしなければいけません、このプログラミングが新たな教科になるわけではありません。算数、あるいは理科のほかにプログラミング教育というものを盛り込むということになりますので、全く新しい試みになります。そのため平成31年度で1年間かけて先生方に教材研究をしていただいて、必要な教材について31年度準備をすると、そういうこと含みを持たせて、こういう書き方をさせていただいたということでございます。

それから(3)道徳教育の充実については文言整理だけでございます。

(4)いじめ対策の充実については修正・加筆をしております。これは七飯町いじめ防止基本方針、後ほど提案させていただきますが、これが策定から3年間経ちましたので、今年度改定をいたします。それを本年

2月に改定することで、七飯町いじめ防止基本方針(改定版)という風に表現をさせていただいております。

次のページ(5)生徒指導の充実に入らせていただきます。ここも加筆をしております。4行目、また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携しながら対応することとします。という部分を加筆させていただきました。具体的にどういうことかと言えば、学校における不登校が生じたときに、学校内も当然対応します。ただ、そこに家庭環境等に課題がある場合については、当然行政部局として子育て支援の一環としてその家庭に入って対応していただきたい、ということもございますので、教育委員会と学校が連携して対応するという意味合いにこれらも含め、そのような表現をさせていただいたということです。

それから(6)学校体育と学校保健指導の充実ですが、去年までは体力・運動能力が小学校で全国平均より高く、中学校では低い傾向にありますという表現でしたが、全般的に改善傾向にありますので、今年の結果を受けてこういう表現に書き直させていただいた、つまり良くなっているということを表現させていただいたところであります。

(7)特別支援教育の充実については、従来同様です。

(8)環境教育の充実も従来同様、(9)国際理解教育の充実についても従来同様です。

(10)防災・安全対策の充実につきましても加筆をさせていただきました。加筆をした部分につきましては2行目、突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため、というところを加筆させていただきました

ました。そして、そのあとに「不審者対応マニュアル」云々、常に見直すとともに、を加筆させていただいたということです。これは、今回の胆振東部の地震が起きた時に、ブラックアウトという想定しないものが生じました。

その結果として学校現場が混乱したということがありましたので、突発的に発生するなどの対応のため、あった事象について、常に見直すという表現を加えたということです。

次が、(11)食育の推進ですが、これについては地元食材の利用が定着し、新年度から値上げの実施もするということで、大幅に表現を変更させていただきました。特に最後の2行ですが、本年度から値上げした給食費等の徴収率の向上を図り、学校給食会計の安定化、公会計への移行を目指します。ということで明確に記載をしております。

それから(12)教育環境の整備・充実ですが、これは全く新規に大沼地区小中学校の統廃合についてということで、新たに記載させていただきました。今までは学校規模の適正化という表現でしたけれども、今回は統廃合の方向性も決まりましたので丸々加筆でございます。大沼地区に新設する義務教育学校につきましては、昨年末に地域やPTAの代表により結成された大沼地区義務教育学校開設準備委員会で、来年4月開校に向けた準備を進めます。それぞれの学校の閉校式については教育委員会が、記念式典については、地域が主催し実施します。必要な経費については、それぞれの事業内容が、決定次第予算を計上してまいります。としてございます。これから必要経費

が出てくることとなりますが、これについては校名や校章の課題等含めて、様々な予算が出てきますので確定次第、随時予算の補正をさせていただくという考え方をとっております。議会の皆様方にも理解していただくために、このような記載をさせていただいております。

続きまして、②学校備品の整備・充実、8ページの③奨学金の利用促進については、従来同様でございます。④の就学援助費の見直しについては全く新しい書き方をさせてもらいました。今までは平成31年度の新入学生から平成30年度末にその費用については支給をするということに変えさせていただきました。今までは新入学生が入学した後に4月になってから支給していたものを、平成30年度から平成31年度に入学する生徒に対し前倒して支給するというので、保護者に対しては非常に利便性が増しましたということになりました。

ただ、これは平成30年度から実施をしているため、今回は前回の教育行政方針に記載されていたこの内容を削除し、生活実態にあった適正な収入を把握するため、3年後から判定基準を現在の世帯所得から世帯収入に変更します。ということで、状況を把握することが困難な場面もあり、影響がある方も多々存在しうることから、今から周知をし、実施していきたいということでございます。

⑤校長・教頭住宅のあり方でございます。昨年までは老朽化した小中学校の校長、教頭住宅は校区内の民間住宅を借り上げ等による方法にあらため、と書いてありました。

ただ、今後は更に一步踏み込んで、厳しい財政状況を考慮し、小中学校の校長・教頭住

宅は、地域事情及び交通事情に鑑み、そのあり方について検討します。ということで、借り上げ住宅にこだわらず、通勤距離や時間、それと地域の事情が許すことになれば、自宅からの通勤も含めて検討したいということで書いております。ただ、ここについても影響が結構ありますので、すぐさま来年度から実施するというのではなくて、このような考え方の中で進めさせていただきますということで、地域の皆さんの色々なご意見も頂戴したいなという風に思っております。そのスタートラインということで書かせていただいたということでございます。

それから⑥の対外競技に係る補助金の見直しでございますが、これは去年より少しきつい書き方をさせていただきました。去年まではその基準の見直しを行います。という書き方だったのですが、この一年間かけて学校現場と協議をしてきましたが、なかなかその減額をすることに対して、どの競技が、どの地域がということで、その見直しが現在頓挫している状況であります。ただ、学校現場も削減というのは一定程度、やむを得ないという風に判断しておりますので、それを具体的に実施するために新年度においては、本年度中にその基準の見直しを行い、来年度から実施します。と明確に宣言するという形をとらせていただきました。ただ、その実施については影響もありますので、ここは激変緩和措置で2年ないし3年かけて最終的な目標に達するような形になるかと思いますが、いずれにしましても来年度、再来年度から実施するというので、このような書き方をさせていただきましたということです。

続きまして、第4生涯学習の推進でござ

います。これの(1)生涯学習ですが、これは表題を変えさせていただきました。去年までは社会教育施設等利用促進ということで、施設の記載がメインだったのですが、今回は老人大学の参加人数が減ってきているという状況もありまして、生涯学習という表題に変えさせていただいて、中段以降から老人大学の関係について追加で記載させていただきました。

老人大学については、七飯老人大学が本年度で開講50周年を迎えることから記念事業を実施します。一方、高齢化率の進展にもかかわらず、参加者は3大学とも減少してきております。高齢者が生き甲斐を持って参加したいと思える老人大学となるよう、講座内容等について検討します。大沼地区については減少数が顕著であります。来年度大沼老人大学が開講40周年を迎えることから、節目の年として、それ以降の存廃も含めたあり方について参加者の意向も踏まえて本年度中に結論を出します。という書き方をさせていただきました。これは具体的に議論をはじめております。

(2)青少年の健全育成でございます。下から2行加筆させていただきました。特に本年度は、七飯町地域子ども会対抗かるたチャンピオン大会が40回を迎えることから、記念大会として実施します。ということでございます。

それから(3)家庭と地域の教育力の向上ですが、ここも一部修正をさせていただきます。

何を修正したかと言えば、今までは学力学習状況調査の結果を受けて地域説明会を開催しますということをやっと書き続けてきました。ただ、これはもう定着しましたので、そこについて割愛させていただいたと

いうことです。

(4) 芸術・文化の振興、(5) 文化財の保護・管理の推進でございますが従来同様でございます。

(6) 生涯スポーツの推進につきましては、これは最後の2行でございます。学校教育の中であった児童生徒の対外競技と同じ様に、町民が対外競技に参加する場合の補助金について、本年度中にその基準の見直しを行い、来年度から実施します。ということで表現を強調させていただきました。

最後おわりに、については、ご覧のようなメッセージでございます。

以上雑駁ではございますが、新年度の七飯町教育行政方針について前年度の内容と比較対照しながら説明をさせていただきました。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

●町長

ありがとうございます。ただいま教育長から平成31年度の七飯町教育行政方針についての説明が終わりました。各委員からご質問、あるいは意見等がございましたらお願いいたします。

●山川委員

教育行政方針につきましては、教育委員会の段階で、私たちも色々話し合いをしてきておりますので、この内容についての異議はございません。それで、これを実施するにあたり意見といいますか、少しお話しさせていただきたいことがあります。6ページの(9) 国際理解教育の充実ですが、実は私つい最近、これはこのままでは今まで習ってきた英語って一体何だったのかというような場面に遭遇して、つくづく考えたことがございます。

2週間ほど旅行した中で、世界各国の若者や旅行者と行き会い、国籍が違って、韓国人であっても、例えばフィリピンから来た、インドから来た、という方であっても、英語で会話ができる。そういう状況で過ごしている中で、色んな国を旅行している方と何人か行き会いまして、日本へ行ったら非常に楽しく過ごせないという話を聞きました。

どういうことなのかな、と聞きましたら、言葉がほとんど通じない、ストレスが溜まる、そういう話を聞きました。

日本は中学校から、かなりの時間をかけて英語をしっかりと学んできている国なのに、日本人に話しかけても会話ができない。そういう中で旅行して歩くのは困難だと、例えば、ツアーなんかはガイドさんが色々説明してくれますが、個人旅行などの環境となると日本という国は非常に過ごしづらい。

それらの旅行者から言葉が通じないんだという状況を聞きまして、どうして日本人は英語を使えないのだろうと思いました。

基本、皆さんも単語は知っていますよね。でもどうでしょうか、話しかけられたら、なかなか聞いて答えると言うことが難しいと思いますが、それはひとえに、私が良く考えた末なんです、習った言葉を使う機会がないのですね、せっかく習っても。

皆さんも単語習ったり、文法習ったり、それを繰り返し使う場面があったらきっと身につくと思います。ただ、習いっぱなしで、それを生かしていない。また、これを実施するにあたり、せっかくコンコード姉妹都市の交流がある中で、七飯町の子どもだけでも英語を使えるようにしてあげたい。そういう取り組みを積極的にしてもらいたいと

いう思いが非常に強いです。

それは今度できる義務教育学校などでは、特に力を入れてはどうなのかなと思います。私の経験からすると、小さな学校から大きな学校に行ったときに自信になるのは、何かひとつ優れたものがあれば、できないものができるというものは、とても自信になるんですね。私が中学校だった頃の先生が、とても英語を熱心に指導して下さった方で、私が高校へ行っても「お前発音いいね」とか、英語の授業は褒められました。それが他のことが多少悪くてもとてもいい自信になって過ごすことができた。小さい学校ならではの、そのような対応ができるのかな、とても良い自信を持たせて送り出せるのかなと思います。

もうひとつ、いじめの件に関してあとから話が出てくるわけですが、5ページの(5)の関係です。今回の千葉のとても悲しむべき事件のことを思い出すわけです。

これは学校のいじめということだけではないなど、地域社会や、保護者の状況、家庭だとかを把握しながら、そして学校だけでは解決できる問題ではないなど、そのようなことを配慮しながら、できる取組みをお願いしたいと思っています。以上です。

●町長

ありがとうございます。今、山川委員からお話があった部分については、今回のこの中で十分読み取っていただけるのかなという気がしております。しかし、生きた英語と言ったら表現が適切なのかわかりませんが、聞けて話せるという英語教育というのは、非常に大事だなと思っています。今度大沼地区の統廃合によって、中学校の先生が教えられる場面も出てくるわけですので、

そういうことで私の思いの中では、大沼の義務教育学校に行ったら、英語が話せるのだということが全国に知られるよう、また、全国のモデル校になれるような、そんな学校になっていただきたいものだなと思っております。それともうひとつ、ここに書かれている外国語講師を配置し、ということですね、間もなく前に国際交流員として来られておりましたボビーさんが、七飯町の講師として配置されます。これは大沼に限定したものではなくて、小学校が今度英語の教育が受けられるということで、日本語も英語も堪能だということであるボビーさんに白羽の矢を立てて交渉した結果、2月19日にこちらに来られ、4月1日から職員として働いていただけるということで、山川委員のおっしゃったことについては、今後随分弾みがつくのかなと思っていますので、しっかりやっていきたいなと思っています。宜しくお願いいたします。

また、いじめの問題はおっしゃるとおりです。親があのような虐待をするということですから、そのような実態を一刻でも早く把握することができるシステムを、他の関係機関と連携を強めて、きちっとした対応ができるようにやっていきたいなと思います。

他にございますか。

●信夫委員

先ほど教育長からもお話がありましたけれども、小学校でプログラミング教育が入ってくることになりそうですけど、私たちが現場にいたときは、学習指導要領が改訂されるたびに新しいものが、もちろん入ってくるわけですね。例えば、すごく古い話になるのですが、私音楽ですから、昔、和楽器とい

うのは教科書では扱いはほとんど無かったのです。

それで和楽器を年間何時間扱いなさいというのが入ってきて、私たち西洋音楽を基盤に習ってきているものですから、勿論研修にも出かけていくのですが、一回二回研修受けても、それをじゃあ指導できるかなれば、すごく苦勞しながら、試行錯誤しながらやってきた記憶があります。

総合的学習もそうでした。

今回の場合はハードといいますか、環境を整備することも大事ですけれども、まず、教師自体がプログラミングを導入するというイメージがなかなかできないというか、指摘されていますね。ですから、環境整備と同時に、やはり先生方が自信を持って各教科取り入れることができる、特に先ほど教育長がおっしゃっていたとおり、その教科が新設されるわけではなく、今習っていることにそういうことを導入しながら問題解決、育成しなさいということですから、やはり先生方もその辺をかなり苦勞されると思うので、是非研修に出かけていく機会など、旅費の関係とかも色々あると思いますが、そういうことも考えていただければと思います。

●事務局（教育長）

町内の学校にお声がけして、実は七重小学校で既に感情認識パーソナルロボットを試験的に導入して研修しております。先生方の反応も凄いですし、生徒たちの反応も抜群です。その他のツール等もあるかと思いますが、プログラミングをすることによって3次元空間にあるものがきちんと動いたり、だめだった時には全く動かなかったりというものが、感情認識パーソナル

ロボットにちゃんとプログラミングすることによって動く、そうなるとその趣向・思考というものが目の前でわかるのです。

そういうことも含みで、環境的整備という風にかかせていただいて、その中で最も良いものを2020年度各学校に配置をさせていただく形にしたいということで考えております。これは教科書だけで指導することはまず不可能なので、今信夫委員がおっしゃったことを、この一言の中で含めさせていただいて、やりたいという風に思っております。

●町長

他にございませんか。

●加屋本委員

意見といいますか、良いなと思う部分が2点ありまして、このような感じで進めていただければなという内容です。

まず、全体として何回も読みましたけれども、やはり教育行政の根本であり、大綱であるということで、学校教育も、生涯教育も誰のためなのか、明確に掲げられているというのが一番良いのではないかと考えております。ですから、学校教育では行かせたい学校、通わせたい学校など、キャッチフレーズ的に明確化しているのはわかりやすい。

含めて、そうだとするとこういう子どもたち、あるいは社会をどう作っていくか、特に学校教育の場合は、教師と学校、家庭と保護者、そして地域、その3つが連携するという必要性が、あちこちの言葉の中に書かれています。それを教育委員会含めて、町長部局も含めて行政はバックアップしていくという姿勢がきちんと見えているということが、より素晴らしいことだと思います。これが良い点の1点目です。

もう1点、ひと昔前に教育では「不易と流行」というのがよく言われましたけれども、「不易」とは本来人間が人間として成長していく姿、道徳性や愛国心など色々な面がありますけれども、そういうものについて学校も地域も社会も行政も育てなければならぬということと、「流行」というのは国の教育行政の立場から来る、将来に向けて子どもたちにつけさせたい力、そういうものだと思います。

そういうことからすれば、具体的にプログラミングの学習だとか、あるいは食育だとか、これは全国的になされておりますが、それもいち早く取り入れて位置づけられているということで、「不易と流行」のバランスがよく取られている方針だなと考えております。

このように見てきたときに、前に教育長の方に私的に意見を出させていただいた後、非常に精査されていて、根本や大綱ですから非常に簡潔にわかりやすくできているのですが、わかりやすければわかりやすいほど、じゃあ具体的なものは何なのか、という風に聞かれることが、色々な場面で出てくるのではないのかなということを感じています。そういうものが出てきた場合に、これはここにきちんと位置づけられているんだ、あるいはこのようにやっていくんだという説明責任というのが問われるのかなという気がしますので、これは十分に事務局内部で共通認識を持って取り掛かっていく必要があるのではないかと思います。

例えば具体的に1点あげてみると、やはり学校とか地域の中で何が起きたら一番ガタガタと崩れていくかということ、やはり人間の生命に関わることだと思います。学校

であればいじめによる自殺、あるいは今話題となっている社会での虐待による子どもの死、こうなると学校教育も社会教育も含めて、何をどうやっても、誰も聞く耳をもたずに全てこれまでの努力が無駄になるというのは、もう色々な市町村などで出てきたことではないかなと感じます。私はこのような事案を七飯町から絶対出さない気持ちを持っていく必要があると思っています。

こうして見ていくと、良いなと思う点は特にいじめによる自殺とか、虐待による子どもの死などのことについては具体的には文言の表現が無いにせよ、当然家庭の中ではできない、そういう課題については、町長部局も含めて対応していくという、生徒指導の中で十分対応できるのではないかと思いますし、突発的な事案に対してもここに書かれているように十分に対処できる内容となっているのではないかと感じております。

●町長

他にございますか。

無いようでございますので、平成31年度七飯町教育行政方針については、ご了承賜ったものとさせていただきます。

ありがとうございました。

4 議題 協議事項

(2) 七飯町いじめ防止基本方針の改定について

●町長

続きまして、協議事項(2)七飯町いじめ防止基本方針の改定について事務局よりご説明願います。

●事務局(学校教育課長)

それでは、協議事項(2)七飯町いじめ防

止基本方針の改定についてご説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧頂きたいと思ます。

平成28年2月に策定された七飯町いじめ防止基本方針は策定から3年が経過し、国や道の動向を踏まえ、見直しを検討することとなっております。

この度の改定は、国や道の基本方針がそれぞれ改定されておりまして、当町の基本方針について精査したところ、内容自体には変更はございませんが、文言整理の必要な箇所がありますので、改定を行うものでございます。

改定を行う箇所は、まず、資料表紙の下段に黄色で朱書きをしております（最終改定平成31年2月）を加えます。こうすることによって何年に改定したのかが分かるようになり、今後本方針を改定するときは常に最終改定年月に書き改めていくというものでございます。

それでは、内容については1ページをお開き願いたいと思ます。下から2行目、※を削りまして、導入を活用に改めます。

2ページ目をお開き下さい。上段の四角囲いの内容を全て削ります。

続いて6ページをお開き願います。（4）のウ中、すべての学校にを削りまして、を設置しますを、の取り組みを支援します。に改めます。

ここまでの1ページから6ページの改定は、本基本方針策定当時は、コミュニティスクールが無かったために、導入や設置といった表現をしておりましたが、現在ではすべての学校にコミュニティスクールが設置されているため、文言の整理を行ったもの

でございます。

続きまして11ページをお開き願います。

上段の策定の次にまたは改定を加えます。最後に、下段附則としまして、この方針は、平成31年2月14日から施行するものでございます。

この度の改定は、内容自体に変更がございませんので、本来であればパブリックコメントを実施するところではありますけれども、それを省略し本日付での改定としたいと考えてございますので、宜しく願います。

簡単ですが提案説明は以上でございます。ご審議のほど宜しく願います。

●町長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ご質問あるいはご意見があれば宜しく願います。

ございませんか。

無いようでありますので、協議事項(2)七飯町いじめ防止基本方針については了承を賜ったものとさせていただきます。

ありがとうございました。

5 その他

次に次第5のその他になりますが、委員の皆様方から何かございますか。

(委員より「なし」という声あり)

それでは、事務局から何かございますか。

(事務局より「なし」という声あり)

無いようでありますので、その他についても終了させていただきます。

大変貴重なご意見を賜りましたことにお礼を申し上げ、議事の進行を終わらせていただきます。ありがとうございました。

6 閉会

●事務局（総務部長）

これもちまして、平成31年第1回七飯町総合教育会議を終わらせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後4時48分閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 2月25日

議 長 中 宮 安 一

委 員 山 川 俊 郎